

盛岡市立手代森保育園移管先法人選定に関する質問と回答

令和4年10月21日現在

1	質問事項	民営化後の施設類型について
	質問内容 (要旨)	民営化後は、認定こども園ではなく、保育所になるのか。
	回答	原則、手代森保育園の保育を継承していただくことから、認可保育所として移管します。なお、民営化から一定期間経過後に幼保連携型認定こども園へ移行した例はあります。

2	質問事項	認可保育所における保育料について
	質問内容 (要旨)	認可保育所になると保育料も市が徴収し、委託費を施設が貰うこととなるのか。
	回答	お見込みのとおりです。

3	質問事項	募集要項7 移管前後の支援等 (4) について
	質問内容 (要旨)	「移管後3年間は、保育士等の配置について必要な経費の一部を市が助成する予定です。」と記載があるが、具体的な助成内容はどのようなものか。
	回答	民営化後3年間、保育士等の雇用に係る経費に対する補助を行います。市の会計年度任用職員（保育士）2名分の給料を根拠として補助基準額（年間4,932,000円）を設定しており、実経費と比較して、低い額を補助します。

4	質問事項	施設整備計画書作成のための基礎数値について
	質問内容 (要旨)	①補助金交付額の内訳の中で、法人負担分と記載がある金額も補助されるのか。 ②建物の仕様によっては対象外となる場合があると聞いたことがある。予め仕様を示していただけなのか。
	回答	①お見込みのとおりです。保育所等整備交付金における法人負担分相当額を、市が単独の補助金でお支払いします。 ②建物の仕様によって補助の対象から外れることはありません。（認可保育所としての設備基準や関係法令等を遵守した建物であることが前提）ただし、保育所等整備交付金の対象外経費として、備品や外構に係る経費があります。そういった経費については市単独補助分を充てていただくことを想定しています。

5	質問事項	手代森保育園の充足率について
	質問内容 (要旨)	手代森保育園の過去の充足率ほどの程度か。
	回答	過去3年、3月末時点での児童数をお答えします。 令和元年度3月 89人 充足率：98.9% 令和2年度3月 84人 充足率：93.3% 令和3年度3月 84人 充足率：93.3%

6	質問事項	民営化後の定員設定について
	質問内容 (要旨)	募集要項6公募条件等(3)アで定員は90人を基本とすることと記載があるが、0歳児を新たに受け入れることによって、100名や110名など定員増は出来ないのか。
	回答	現在の手代森保育園の充足率などを考慮し、民営化時の定員は90人を基本としていただきたいと思いますと考えております。 0歳児クラスを新設することによっての年齢別定員の内訳については、各事業者で組み立てていただきと考えておりますが、2年後の児童数の動向なども考慮し、ご相談させていただきたいと考えております。

7	質問事項	手代森の地域性について
	質問内容 (要旨)	保育園がある地域は、今後宅地開発などが見込まれる地域なのか。また、保育需要が見込めるのか。
	回答	手代森保育園の位置している地域は「市街化調整区域」となっており、開発行為を制限している地域です。 保育需要について、増加傾向にあるとは言い難いですが、近隣に既存の住宅地もあり、他の保育施設がないことや、都南地域とすれば保育需要は見込める地域性となっています。

8	質問事項	園児送迎用の駐車場について
	質問内容 (要旨)	募集要項3移管する物件(1)イ(ウ)で「園児送迎用の駐車場について、建設用地内に整備していただきます。」と記載されているが、新たに宅地造成を行う用地内で検討しなければいけないのか。
	回答	園児送迎用の駐車場については、新たに宅地造成を行う建設用地内だけではなく、既存の保育園敷地を含んだ敷地内でご用意いただきます。具体的な範囲については、市ホームページに掲載している「位置図」における、「将来的な保育園敷地」内となりますので、ご確認くださいればと存じます。

9	質問事項	宅地造成について
	質問内容 (要旨)	①宅地造成はどのように行われるのか。現況が田だが大丈夫か。 ②土地の高さはどのように設定されるのか。
	回答	①宅地造成工事は、市及び国土交通省で示している造成工事の基準に則り行います。事前に地盤調査を行い、基準に沿った地耐力を確保します。 ②土地の高さは、基本は隣接している土地又は道路の一番高い所を基準に平坦に造成することが基本となっていますので、既存の保育園敷地と宅地造成を行った土地に段差が生じます。(宅地造成を行う土地が高い) しかしながら、開発許可基準等に適合した内容であれば、将来的に土地を使用する移管先法人の意向を踏まえた上で、宅地造成の実施設計を行いたいと考えおります。

10	質問事項	既存園舎の解体について
	質問内容 (要旨)	既存園舎の解体工事中は、新園舎の園庭として活用出来ないのか。 また、工事中園庭が使用出来ない場合、認可基準の園庭面積はクリアされるのか。
	回答	既存園舎の解体工事は、これから実施設計を行うため、詳細な工事方法などは未定ですが、敷地に対する工事車両の動線や作業スペースの確保を考えると、既存園庭の一部又は全部が使用出来ないことも考えられます。 認可上の園庭面積は将来的な園庭面積をもって、確認を行います。また、一時的に近隣公共施設の広場を園庭として設定できるよう公共施設管理者に協議して参りたいと思います。